



社労士のつぶやき 61 悩ましい有給休暇

先日、働き方改革の研修会がありました。勉強嫌いな私でも、この4月からの「働き方改革」は「他人ごと」ではなく、私たち社労士業務の根幹に関わる課題であるため、取るものもとりあえず、おっとり刀で参加しました。4月1日からの施行により、有給休暇10日以上付与される従業員に対して、5日間は消化させなければいけないという事業主側の義務、つまり「時季指定義務」が課せられます。違反すると罰則が適用されますが、講師は「このようにすれば企業側の負担を減らせ、コンプライアンスも大丈夫！」と色々で紹介してくれました。聞いているときはなるほど！目からウロコだ！と思ったのですが、いざ実際に運用となると、大変な実務になることが分かってきました。講師の言う通りに遂行しようとするれば、就業規則を変更しなければならないし、有休の制度がある程度整っている企業はシステムを大幅に組み直す必要があるのです。しかも複雑な管理を日常的にしなければならない。つまり「誰がやるの？」です。

具体的には、仮にお盆休みやゴールデンウィークの中日を有休に指定したとしても、例えば時給のパートさんとかも休ませれば「有休分」を会社が余分に払うこと（本来の従業員の権利ですが）になります。そして入社したばかりで有休の無い従業員はどうなるのか？その上、毎年自ら5日以上使う従業員さんがいたら、会社に時季指定されてしまえば本人にとっては「減るからやめてくれ！」となります。「10日以上の付与」と言えば一般的に正社員のことを指しますが、勤続年数の長い週3、4日のパートタイマーでも発生します。人事担当者が「いつから消化させなければならないんだっけ？」となるのは目に見えています。そこを労基署が摘発したら、今度は「指導」ではなく「罰則」になるというから、たまったものではありません。

有休の消化率が低い日本で、労働者をもっと休ませようという政府の意図は分らなくてもないですが、現場の混乱は必至でしょう。研修会終了後、講師を囲んで「このケースはどうなるのか」というディスカッションに花が咲きましたが、明確な回答は出ませんでした。4月以降、実際に法が施行されれば運営上の問題も浮き彫りになるでしょう。また、「便利な有給休暇管理システム」なんてのも廉価で出回るかもしれません。働き方改革に対しては今のところ、各社が個別に四苦八苦しながら対応するしか術がないのが現状です。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2019年2月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	131円
ハイオク	141円
軽油	113円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	138円
ハイオク	148円
軽油	116円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOSウイング)
レギュラー	130.4~132.4円	130.4~132.4円	134.3~136.3円
ハイオク	140.4~142.4円	140.4~142.4円	144.3~146.3円
軽油	113.3~115.3円	113.3~115.3円	114.8~116.8円

【価格は税抜】